

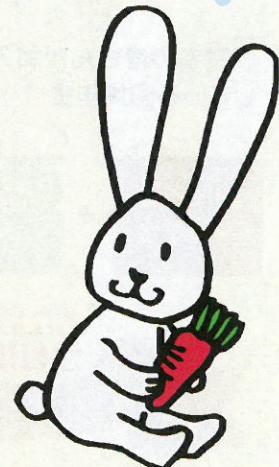
平成26年度は農業委員会委員改選の年です

選挙人名簿の登載申請をお忘れなく!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、毎年1月1日現在の状況を農業委員会で審査・判断を行ったものを基に、選挙管理委員会が作成します。

農業委員選挙資格の要件は-----

- ① 新居浜市に住所を有する人。
- ② 年齢20歳以上の人。
- ③ 10アール以上の農地で耕作の業務を営む人。
- ④ ③の耕作を営む人の同居親族または配偶者で年間60日以上耕作に従事している人。



* 農地を10アール以上所有していても、実際に耕作していない場合は選挙人の資格はありません。
* 年間60日以上耕作に従事していても、別居の親族は選挙人の資格はありません。(例えば、別居の子供が農業を手伝っている場合は選挙人の資格はありません。)

この要件を満たす方は、1月1日現在の状況を1月10日までに農業委員会に申請が必要です。
また、今まで実績があり、現在名簿に登載されている世帯の人は、12月上旬から各地区の農業委員を通じて申請書を配布しますので、選挙権のある方は、農業委員会に提出してもらうことが必要です。

選挙管理委員会で2月20日までに調査し、2月23日から15日間縦覧に供します。選挙人名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間内であれば、選挙管理委員会に文書で異議を申し出ることができます。

この名簿が、3月31日から翌年3月30日まで据え置かれ、この間に行われる選挙に使用されます。
一般選挙は農業委員会の選挙による委員を全員選出するための選挙であって、委員の任期が満了となつたとき、選挙された委員が全員解任(リコール)されたとき、委員が総辞職したときに行われます。

平成26年度は、3年に1回の農業委員改選の年に当たります。

申請用紙は、12月上旬から各地区の農業委員を通じて皆さんに配布していますので、申請漏れのないよう選挙権の資格のある方は必ず農業委員会までご提出ください。

委員報告

先進地視察研修

研修先・周南市経済産業部農林課

(山口県周南市)

道の駅きららあじす

(山口県山口市)

研修日・平成二十五年

七月十七日～十八日

にいはま農業委員会だより

平成25年12月1日 第36号

周南市の人・農地プランの取組等について

新居浜市農業委員会は、山口県周南市を訪問して、周南市の人・農地プランの取組、周南市食農総合ビジョン等について研修しました。

周南市では、市内を二十地区に分けて人・農地プランを作成し、平成二十四年度中に全地区的作成を終えています。

周南市の人・農地プランの取組等について

周南市農業委員会は、山口県周南市を訪問して、周南市の人・農地プランの取組、周南市食農総合ビジョン等について研修しました。

周南市では、市内を二十地区に分けて人・農地プランを作成し、平成二十四年度中に全地区的作成を終えています。

道の駅 きららあじすについて

山口県山口市の道の駅きららあじす(山口市阿知須五百九一八十八)で研修を行いました。

きららあじすは、平成十七年三月にオープンした第三セクターが運営する道の駅です。平成十三年に開催された、山口きらら博の跡地に作られました。

ここで販売されている農産物は、基本的に地元阿知須の人々が阿知須で生産したもので、品揃えとして不足する分については、山口県内の生産者と契約して委託販売を行うか、農協等から仕入れています。

研修を終えて

新居浜市は現在、人・農地プランを作成しているところです。周南市の事例は新居浜市の方式とは異なつていましたが、地域の農家の代表として農業委員が関わっていく必要性を強く感じました。

また、きららあじすでは、くりまさるやソフトクリームを購入する農業委員も多くいました。味については好みが分かれるところでしたが、特産品の持つ力を改めて感じました。阿知須でも元からあったものではなく、農家と企業(道の駅)が協力して特産品として作り上げたものです。新居浜でもこうした取り組みができるか考えさせられました。

遊休農地については、法人の参入による遊休農地の解消事例、山口県が行っている、牛をレンタルして遊休農地の雑草を解消する山口式放牧等について説明を受けました。

また、都市と農村の相互理解を深め、互いに補完しあうことで農産物の生産振興を図ろうという意図で策定した、食農総合ビジョンについての説明も受けました。

このビジョンに基づき、周南市では、生産者が小学校に赴いて、実際に給食で使用する食材について授業を行う活動、一般市民が農業体験として収穫の手伝いを行う活動などが行われています。



全国的に遊休農地の増加が問題となっています。平成二十三年度の荒廃(遊休)農地調査で、全国の荒廃農地の面積は二十七万八千㌶ありました。これは、愛媛県の面積(約五十六万八千㌶)の二分の一に当たります。新居浜市の今年の荒廃農地調査の結果は、下の表のとおりでした。ただ、共通していえるのは、一旦遊休農地化すると、優良農地に戻すのは大きな努力と費用が必要になるということです。



上の写真は、9月25日に実施した中萩地区農地パトロールの風景です。

荒廃(遊休)農地現地調査集計結果 (調査期間:平成25年8月~平成25年10月)

支 所	荒 廃 農 地		農地に占める遊休農地の割合
	筆 数	面積(m ²)	
1 本 所	39	24,160	2.82%
2 高 津	12	11,044	1.28%
3 垣 生	60	39,921	5.06%
4 神 郷	105	59,322	4.17%
5 多 喜 浜	220	175,129	15.63%
6 船 木	254	138,575	7.54%
7 角 野	32	25,993	2.48%
8 泉 川	45	21,700	1.47%
9 中 萩	190	138,443	5.64%
10 大 生 院	61	43,888	3.21%
11 大 島	19	12,456	1.71%
12 別 子 山	138	360,888	44.48%
合 計	1,175	1,051,519	7.12%

遊休農地の早期解消と未然防止を図り、地域農業の持続的な発展を促すため、国が平成二十四年度から始めた政策があります。「人・農地プラン」と呼ばれるものです。人・農地プランというのは、今後地域の中心的な存在になるだろう農業者を指定し、農地の集約を図つたり補助制度が受けられるようになる仕組みです。こうした取り組みはありますか、遊休農地の

增加を防ぐのに十分とは言えません。遊休農地となり雑草が生い茂ると、その土地の農地性が失われるだけでなく、周辺の農地や民家へも悪影響を及ぼします。遊休農地をお持ちの方は、ご家族が集まつた機会にでも、今後遊休農地をどうするのかお話し合いになつてみてください。

農地転用許可について

(太陽光パネル設置の場合にも転用許可は必要となります)

農地を宅地や雑種地などの農地以外に利用する場合には事前に愛媛県知事の許可を受ける必要があります。最近、農地に太陽光パネル設置のための農地転用の申請が増加しております。農地に太陽光パネルを設置する場合においても、例外なく愛媛県知事の許可が必要となります。農地の転用に関して不明な点がございましたら、お気軽に農業委員会まで御相談ください。

農林水産課より お知らせ

就農希望者等を対象とした「就農相談会」を毎年二月に開催いたします。詳細は市政だより二月号等でご案内いたしましたので、農業に興味のある方のご参加をお待ちしています。また、青年就農給付金事業が開始されております。原則四十五歳未満で農業を始められる方等が対象(その他要件あり)です。受給を希望される方はご相談下さい。

農業者年金

ゆとりある老後を サポート!!



老後の備えは十分ですか??

国民年金と厚生年金、貰える額がこんなに違います!!

民間サラリーマンなど
(モデルケース)

国民年金
(基礎年金) + 厚生年金

夫婦合わせて
月額約23万円

農業者の皆さん加入
している国民年金

国民年金
(基礎年金)

夫婦合わせて
月額13万1千円

国民年金
(基礎年金) + 農業者
年金

農業者
年金

で、ゆとりある豊かな老後を迎えましょう。

* 農業者年金は任意加入の公的年金制度です。

ここに
注目!!

農業者年金のメリット

所得税・住民税が 節税に!!

農業者年金の保険料は、全額社会保険料控除(年最高80万4千円)の対象となり、所得税・住民税が節税になります。(支払った保険料の15%~30%程度が節税に)

認定農業者など 扱い手の方は、保険料の 国庫補助が受けられます!!

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の扱い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

少子高齢化 時代に強い!! 「積立式年金」

年金額が加入者受給者の数に影響されない安定した年金制度です。

保険料は自由に 選択できます!!

月2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択。その時の状況に合わせて増額・減額も可能です。

農業者の方なら広く加入できます!!

農業者年金の内容、加入手続きについては、JA又は農業委員会にお問い合わせください。
※全国農業会議所発行全国農業図書より引用

景観形成作物の取り組み

毎年増加する遊休・荒廃農地の発生防止対策として、景観形成作物事業を行っています。この事業により、農地の保全の大切さを所有者に再認識していただくとともに、園児に自然体験学習を通じての心の健全育成に役立てもらうことを目的としています。

中萩地区 ひまわり



除草作業
開花
↓
7月 園児招待



船木地区 ポピー 5月 園児招待



川東地区 ひまわり



開花
↓
7月 園児招待



現在、市内3ヶ所
で行っております。
実施場所等、詳しい情報は
新居浜市のホームページをご覧
ください。
<http://www.city.niihama.lg.jp/>



上部東地区班長
篠原 浩司

上部東地区では、遊休農地防止対策の一環として景観形成事業に取り組んでいます。船木・泉川地区の農業委員が中心となってひまわりやポピーの作付を行っています。冬の寒い時や夏の猛暑の時に種を播いたり、雑草の草取りを委員で協力してやつております。その甲斐あって花が見ごろを迎える頃、東田保育園や船木保育園の園児や老人ホームの方々を招待し、みんな喜んでくれています。園児たちは花の中を駆け回り、花を摘んで楽しんでいました。その風景をお年寄りの方は優しい笑顔で見つめており、委員が摘んだ花を嬉しそうに持ち帰っていました。

上部東地区的景観形成の場所は、新居浜インター チェンジの近くにあります。交通量が多いため通行人に楽しんでいただいています。綺麗な花が咲いてくれると私たちも安堵感でうれしく思います。

最後になりますが、ご協力いただきました農業委員および関係機関の方々に厚くお礼申し上げます。

私達の圃場は、農協上部西支部西隣の国道十一号沿いで啓発するには最適の位置にあります。三つの区画で約十五アールの面積を角野・中萩・大生院で合計十名の農業委員で話し合いひまわり・ポピー・菜の花等の品種を選び、年二回のサイクルで種まき栽培を行っています。

開花期には保育園児・老人ホーム入所者を招待し、喜々として遊び「おじちゃんこれ摘んで」とか、美しい花をお年寄りに持ち寄る姿は実に微笑ましく、その時こそが栽培の苦労も忘れる瞬間です。

景観形成事業は、遊休農地の荒廃防止とその啓発のために始めてから十三年にもなる永い取組事業です。市内全体の遊休率は平成二十二年に比べ二十四年は、一・五%面積にして二十四分の減少しています。自分たちの行動もこの結果を生み出していると思います。しかし、今後益々遊休化が懸念される中で今までどおりで良いのか、反省・改善しながら取り組みを続けたいと思います。

川東地区では、十二名の農業委員が宇高町二丁目の遊休農地を利用して、景観作物の育成に取り組んでおります。今年は異常な暑さで、ミニひまわりの発芽状態が悪く心配しましたが、猛暑の中での除草作業や灌水などで苦労した結果、何とか花を見られる程度に成長しました。

春はコスモスやミニひまわり、秋はポピーを播種の後、施肥・除草・灌水などをして育成し、開花期には周囲の風景に彩を添え、近隣や通行中の方々の憩いの場を提供し、また、保育園児を招待して花を摘んだり遊んでもらうなど、遊休農地の発生防止、農地所有者への啓発、地域のイメージアップなど所期の目的達成に向けて、成果を上げつつあると思っています。

今後とも、皆様のご指導・ご協力をいただきながら、より充実した景観形成事業に取り組みたいと思います。



上部西地区班長
合田 有良



川西川東地区班長
岡田 充

景観形成事業班長よりの報告